

国自旅第426号
平成29年3月31日

中国運輸局自動車交通部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送適正化機関が徴収する負担金の取扱いについて

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第43条の15第2項に基づき、一般貸切旅客自動車運送適正化機関（以下「適正化機関」という。）が一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）から徴収する負担金について下記のとおり基本的な考え方を示したので事務処理に遺漏なきを期されたい。また、管内の適正化機関に対して周知を図られたい。

記

1. 負担金の額

(1) 負担金の単価

負担金の単価は、翌年度の適正化事業の実施に必要な経費を積算し、この経費を適正化機関の管轄区域内に営業所を有する事業者の毎年2月1日現在における次のアからウのいずれかの数（事業を休止している事業者の数を除く。以下同じ。）で除した上で算出することとする。

なお、適正化機関が地方バス協会に対して会員事業者の巡回指導を委託する場合は、当該会員事業者に係る営業所数等は負担金の単価の算出から除くこととする。

ア 適正化機関の管轄区域内に存する営業所の数

イ 適正化機関の管轄区域内に存する事業用自動車の数

ウ ア及びイを併用した数

<計算方法>

※ア又はイにより単価を算出する場合

・負担金の単価（営業所ごと） = 翌年度の事業経費 ÷ ア

・負担金の単価（事業用自動車ごと）＝翌年度の事業経費 ÷ イ

※ウにより単価を算出する場合

・翌年度の事業経費を合理的と認められる割合で按分し、それぞれの単価を算出する。

負担金の単価 A = 翌年度の事業経費（按分後 A） ÷ ア

負担金の単価 B = 翌年度の事業経費（按分後 B） ÷ イ

（2）事業者ごとの負担金の額

事業者ごとの負担金の額は、1.（1）により算出した負担金の単価に、適正化機関の管轄事業区域内の事業者ごとに毎年2月1日現在における当該事業者の営業所数等に乗じて算出することとする。なお、負担金の単価の10円以下の端数は10円単位に切り上げて算出することとする。

2. 負担金の徴収方法

（1）事業者への通知（請求）

適正化機関は翌年度の負担金の額及び徴収方法の認可を受けた後速やかに、書面により負担金の額及び徴収方法等を事業者へに通知することとする。

なお、負担金は一括納付を原則とする。ただし、適正化機関が徴収方法として半年ごと又は四半期ごと等の分割による徴収方法を定める場合にあつてはこの限りではない。

分割による納付を定める場合は負担金の額を等分することとし、10円以下の端数が生じた場合は10円単位に切り上げて算出することとする。

通知にあたっては、分割する期間ごとに負担金の額、納付時期等についてもあわせて通知することとし、分割納付を選択した事業者に対しては、分割納付の時期ごとに、当該分割納付に係る徴収方法等について通知すること。（別添様式）

（2）納付の方法

負担金の納付は原則として適正化機関が指定する口座への振込によることとする。

（3）納付期限

負担金の納付期限は法第43条の15第7項に準じて納付通知を発する日から起算して10日以上を経過した日とし、最大で納付通知を発する日から1か月後を期限とすること。

（4）負担金未納者に対する督促等

負担金未納者に対する督促については、書面等により2回実施することとし、督促の記録については適切に保存すること。

督促後も正当な事由なく負担金を納付しない事業者に関しては、速やかに地方運輸局等に報告を行うこととする。

3. 負担金の精算

年度途中に新規許可を受けた事業者等に係る負担金の精算の取扱いは以下

のとおりとする。なお、精算により生じた10円以下の端数は10円単位に切り上げることとする。

(1) 新規許可

年度途中で新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求することとする。

(2) 事業廃止、許可の取消し

年度途中で事業を廃止した事業者又は許可の取消処分を受けた事業者については、許可取消処分の日又は事業を廃止した日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算することとする。

(3) 事業の休止又は再開

年度途中で事業を休止又は再開した事業者については、事業の休止又は再開をした日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算する。

(4) 事業の譲渡及び譲受

年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算を要しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあっては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求するものとする。

(5) 事業の分割、合併及び相続

年度途中で事業の分割、合併及び相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから、負担金に係る精算を要しないものとする。

(6) 事業計画の変更

年度途中で適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い当該適正化機関の管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合（適正化機関の管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。）については、当該認可の日の属する月の翌月分から負担金を請求することとする。

また、年度途中で適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該適正化機関の管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算することとする。

(7) (6) 以外の事業計画の変更

年度途中で上記(6)以外の事業計画の変更（同一区域内における営業所の新設及び廃止、事業用自動車の数の変更等）を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算は行わないこととする。

4. その他

(1) 負担金に関する情報公開

適正化機関は負担金の額及び徴収方法の認可を受けた後速やかに、イン

ターネット及び事務所に帳簿を備え付ける等の適切な方法により公開すること。

(2) 適正化機関に対する指導助言及び支援

地方運輸局等は適正化機関に対し監督権限に基づき秘密保持を徹底させた上で、負担金の額の算出において必要となる区域内の事業者の車両数等の基礎的な情報を提供すること。

また、地方運輸局等は適正化機関から正当な事由なく負担金を納付しない事業者の報告を受けた場合、速やかに当該事業者に納付命令を発出し、その旨を適正化機関に通知するとともに、納付命令後も負担金を納付しない事業者に対しては速やかに行政処分を行うこと。

附 則

適正化機関の指定を受けた年度において当該年度の負担金を算出する場合は、1.(1)の規定に関わらず、任意の日を用いることができる。